

# 契約解除

## 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

### ■クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



### ■ハガキの書き方の例

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ..... 8日間
  - ・電話勧誘販売 ..... 8日間
  - ・連鎖販売取引 (マルチ商法) ..... 20日間
  - ・特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等) ..... 8日間
  - ・業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法等) ..... 20日間
  - ・訪問購入 (いわゆる訪問買取) ..... 8日間
- ◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品 (化粧品・健康食品) で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

### 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16階) ※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 多重債務 ☎03-3235-1155 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時

架空請求 専用 ☎03-3235-2400 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時

●お近くの消費生活相談窓口へはこちら ➡ 消費者ホットライン ☎188

### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありますか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。



# 悪質商法は、ネコをかぶってやって来る。



マルチ商法  
マルチまがい商法

架空請求  
不当請求

アポイントメント  
セールス

関東甲信越ブロック  
若者悪質商法被害防止キャンペーン

ROKU  
KAMOKAMO.  
©YUKI ISHII

お近くの消費生活相談窓口  
につながります **消費者ホットライン ☎188**

東京都消費生活総合センター  
**☎03-3235-1155**



# ウマイ話には裏があるかも…!

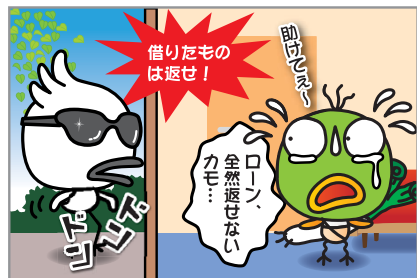


# 困ったら、一人で悩まずすぐ相談!

## マルチ商法・マルチまがい商法



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。



### カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達に誘われても、きっぱりと断る!

### こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

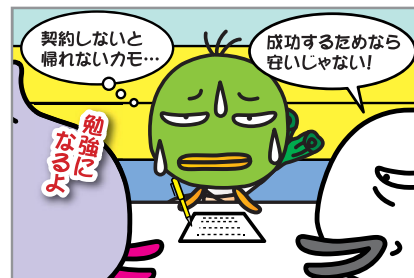
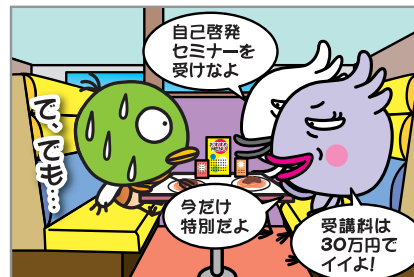
### カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

### こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、高額な講座を強引に契約させられる。

## アポイントメントセールス



## 架空請求・不当請求



「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

### カモにならないために…

- 慌てて、電話やメールをしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

### こんな目にあってしまうカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。

### 事例

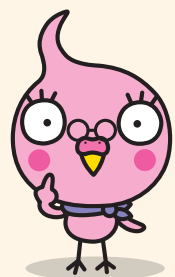
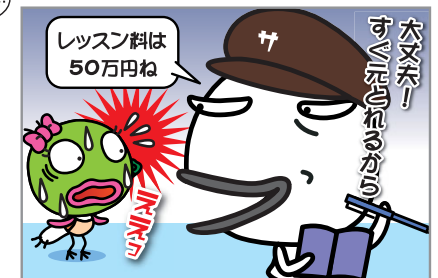
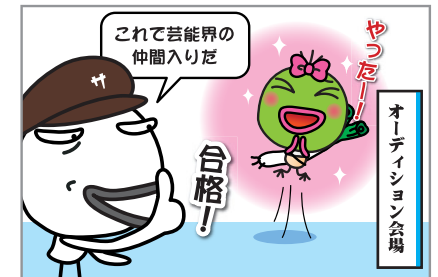
「誰でも簡単に稼げる」と書かれたSNS広告を見て情報商材\*を購入した。さらに電話で勧誘を受けて高額な追加契約をしたが全くもうからない。

\*情報商材…副業、投資、ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報

### カモにならないために…

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や安易に契約しない。

## ネット広告等をきっかけとしたトラブル



これだけは覚えておこう!



「簡単にもうかる」「特別」など、ウマイ話を安易に信用しない!



悪質商法カモ? と思ったら、消費生活センターへ相談!



専門の相談員が、解決のお手伝い!



あやしいと思ったら、すぐに相談。